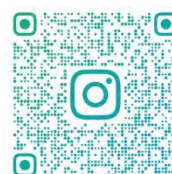


R7 園のしおい



ホームページ <https://koshu-fu.com/tokai/>

Instagram @toukaihoikuen



@TOUKAIHOIKUEN



ホームページ



社会福祉法人宏修福社会
幼保連携型認定こども園
東開こども園

も く じ

1. 施設の概要	1 P
はじめに	
施設の種類及び教育・保育給付認定	2 P
預かり保育の無償化	
2. 提供する教育・保育の内容	
保育理念、保育方針、保育目標、保育内容	3 P
3. 職員	4 P
4. 教育・保育を行う日及び時間等	5 P
延長保育料	6 P
特別保育事業	
日曜、祝日保育	7 P
お弁当について	
体験保育	8 P
発達相談	
退園するとき、認定を変更するとき	
5. 保育料、副食費等について	9 P
6. 保育中のケガ、流行性の病気等について	
保健衛生について	1 0 P
7. 保育園生活での注意点について	1 1 P
送り迎えについて	
欠席、休園について	1 2 P
給食について	
午睡について	1 3 P
土曜日等の保育園、こども園の適正利用について	
緊急時における対応方法	
その他	1 4 P
 日課	
持ち物	

別紙 1 「幼稚園又は認定こども園の教育利用にかかる 1 号認定及び新 2・3 号認定のご案内」

「幼稚園又は認定こども園の教育利用に係る施設等利用給付認定（新 2・3 号認定）のご案内【在園児向け】」

別紙 2 「支給認定変更（取消）申請等に係る必要書類等について」 参照

別紙 3 「認定別料金一覧表、認定別保護者負担額試算表」

別紙 4 「ケガの処置について」

別紙 5 「感染症について」 参照

別紙 6 「嘔吐物・下痢便のついた衣服の持ち帰りについてご理解、ご協力をお願い」

別紙 7 「園内見取り図、駐車場利用図」 参照

別紙 8 「出欠連絡のお願い」 参照

別紙 9 「食物アレルギーに関する対応について」 参照

別紙 10 「幼児クラス白ご飯の園内自炊について」

別紙 11 「鹿児島市 土曜日の利用に関するお願い、Q&A」 参照

別紙 12 「危険な服装について、家の中危険な場所」 参照

別紙 13 「Instagram について」 参照

1. 施設の概要（重要事項説明書1）

所在地：鹿児島市東開町3-10

経営主体：社会福祉法人 宏修福祉会

代表者：理事長 内野修一

名称：東開こども園

施設長：園長 内野 修一

沿革：平成 22年 10月 1日 定員 60名

平成 23年 4月 1日 定員 100名

令和 7年 4月 1日 「東開保育園」から「東開こども園」へ移行

1号定員 15名

2, 3号定員 100名

合計 115名

姉妹園：皇徳寺保育園 平成3年開所

所在地：鹿児島市皇徳寺台3丁目31-5

はじめに

この度は東開こども園のしおりを手に取っていただきありがとうございます。

保護者の皆様は「保育園」「幼稚園」「認定こども園」の違いをご存じでしょうか。保育園は、保護者が就労や病気の状態にあるなどの理由により家庭において保育できない場合に、家庭に替わって子どもを保育するために、児童福祉法に基づき設置され、0歳から就学前まで利用できる「児童福祉施設」です。幼稚園は、学校教育法に基づき設置され、満3歳から就学前まで利用できる「学校」の役割です。幼保連携型認定こども園は、保育園と幼稚園の機能を併せ持つ施設になります。

こうした説明だけでは、保育園は「預かってくれるところ」幼稚園は「教育してくれるところ」、認定こども園は1号で入れば「教育してくれる」2号で入れば「預かってくれる」というイメージを持たれることがあります。これはよくある誤解で、そもそも保育園が行う「保育」とは「養護」と「教育」の両面が含まれます。保育における「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助を指します。このように保育園、幼稚園、認定こども園など名称や制度上の違いはありますが、それぞれが共通した指針を持ち、それぞれの園の特色を生かした保育が行われています。

東開こども園では1号認定での利用でも2号認定での利用でも、子ども達は同じ環境で過ごします。子ども一人ひとりと信頼関係を育み、発達を大切に伸ばしながら、保育を行います。また保護者の皆様が育児と就労等を安心して両立できるように職員一同支援を行います。

子ども達が日々の生活の中で、人との関わりやあそびを通じて生きる力を育むことができるよう、保護者の皆様と協力しながら充実した園生活を送れるよう努めます。

施設の種類及び教育・保育給付認定

施設の種類	認定	年齢	保育の必要性	時間
幼保連携型 認定こども園	1号（教育利用）	満3歳以上	なし	教育標準時間
	2号（保育利用）	満3歳以上	あり	保育標準時間
	3号（保育利用）	満3歳未満	あり	保育短時間

預り保育の無償化

現在、幼稚園又は認定こども園を教育利用（1号又は新1号）で利用中の児童で、教育標準時間外も施設を利用する場合は、預り保育を利用することになります。本来、預り保育を利用する場合の費用は実費負担となりますが、「施設等利用給付認定（新2・3号）」を受けることで、その預り保育に要する費用が無償化（上限有）の対象となります。

認定	年齢	保育の必要性	無償化の範囲
			預り保育
新2号	3歳児※以上	あり	○
新3号	満3歳～3歳児未満	あり	○

※3歳児：4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている児童（年少クラス）

※満3歳：3歳を迎えた児童（年少少クラス）

※別紙1「幼稚園又は認定こども園の教育利用にかかる1号認定及び新2・3号認定のご案内」

「幼稚園又は認定こども園の教育利用に係る施設等利用給付認定（新2・3号認定）のご案内【在園児向け】」参照

※鹿児島市HP 保育所等の施設の違いと認定



2. 提供する教育・保育の内容（重要事項説明書2）

○保育理念

■ 一人ひとりの子どもを尊重し、子どもとの信頼を育み、
心と身体の発達を大切に伸ばす。

■ 保護者が安心して育児と仕事が両立できるように、
支援とサービスの向上を目指す。

○保育方針

- (1) 家庭的雰囲気の中で、情緒の安定、生活習慣の自立の為に一人ひとりの子どもの人格と発達を大切に、丁寧に関わります。
- (2) 子ども同士が、互いに学びあい、自分らしさを出せるようにします。
- (3) 季節行事、自然とのふれあい、「わらべうた」の実施や、イメージを豊かにする遊具を提供する中で、子どもの興味、関心を広げ、豊かな感性、創造性を育てます。
- (4) 食事は体力、気力、知力をつくる源です。子どもたちがおいしく食べられる給食にするために、食材の産地・品質にこだわり工夫します。

○保育目標

- (1) 自分でできることは、自分でしようとする子どもに育てる。
- (2) 心身ともに、健康な子どもに育てる。
- (3) 豊かな感受性を持ち、創造性豊かに遊べる子どもに育てる。
- (4) 友達との関わりの中で、秩序や協調性を考えて、行動できる子どもに育てる。

○保育内容

■ 乳児クラス・幼児クラスとも、一人ひとりの人格を大切にしながら、子ども主体の流れる日課を行っています。また自立を促す丁寧な関わりの保育を行い、特に乳児クラスでは担当制をとっています。

乳児クラス

(ふきのとう組 0歳、つくし組 1歳、なずな組 2歳)

■乳児保育はお世話をいつもしてくれる大人を決めること（担当制）で、子どもの心をしっかり受け止め、成長を助けます。子どもの生活空間は衛生的で、居心地のよい環境作りを目指しています。子どもの発達段階を捉え援助をすることで、生活習慣が身についていきます。遊びの中で運動・知能の発達を促します。「わらべうた」を通して、コミュニケーションを図ります。

幼児クラス

(なのはな組 れんげ組 すみれ組 3, 4, 5歳)

■3・4・5歳児の異年齢クラスの中で、集団を作ります。環境認識や数、ことば遊び、描画、わらべうた、体育を取り入れます。月に3回の年齢別英語レッスン、月1回のお話の会があります。年長児になると就学に向けて、11月上旬頃からお勉強を始めていきます。

年間行事予定

毎月の行事

・誕生会・おはなしの会・避難訓練・英語・わらべうた・体育

保護者を交えての行事 運動会（10～11月頃） おたのしみ会（12月頃） 乳児ビデオ視聴（1月～） 幼児保育参観（行事予定表による）等
季節の行事や季節の自然に触れる機会 ・七夕 ・十五夜 ・季節の野菜を育てる ・焼き芋大会 ・人形劇観劇 ・お餅つき ・ひな祭り 等

○ 毎週1回絵本の貸し出しを行っています。

※ 上記は例年の予定例であり年間行事は予告なく変更または終了する場合があります。

3. 職員（重要事項説明書3）

園長	副園長 (教頭)	主幹保 育教諭	指導保 育教諭	保育 教諭	栄養士	調理師 調理員	看護師	事務職 員・補 助員	学校医・学 校歯科医・ 学校薬剤師	総数
1名	1名	1名	1名	20名	1名	3名	1名	各1名	各1名	33名

4. 教育・保育を行う日及び時間等（重要事項説明書4）

（以下重要事項説明書抜粋）

本園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、以下の日を除く。

① 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

② 12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日

③ 年度末、年度初

3月30日から4月2日までの間の2日間、または年度末の土曜日と3月30日から4月2日までの間の1日間。

ただし、園行事または日曜祝日保育等の際は必要な職員数により開園する。

なお、前項の規定に関わらず、災害、伝染病、その他これに類するやむを得ない事情がある場合は、鹿児島市と協議のうえ、園長は必要最小限の期間を休園することができる。

支援法第19条第1項第1号の子ども（以下「1号子ども」という。）への教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。

(1) 土曜日

(2) 夏季休業 7月21日から8月31日まで

(3) 冬季休業 12月25日から1月7日まで

(4) 学年末休業 3月26日から3月31日まで

(5) 学年始休業 4月1日から4月6日まで

上記の休業日でも預かり保育【幼稚園型】を利用できます。

(以下重要事項説明書抜粋)

保育を提供する時間は次のとおりとする。

(1) 教育標準時間認定に関する教育時間

本園が定める次の時間帯とする。

月～金 午前9時30分から午後1時30分までとする。

※午前9時30分前でも登園できます。8時より前に登園する場合はあらかじめご連絡ください。

午後1時30分以降も一時預かり保育【幼稚園型】を利用できます。

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

本園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた教育・保育給付認定保護者（以下保護者）が保育を必要とする時間とする。

月～土 午前7時00分から午後6時00分までとする。

ただし、本園が定める保育時間（11時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、本園が定める保育時間（11時間）から開所時間の間に延長保育を提供する。

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

本園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

月～土 午前8時30分から午後4時30分までとする。

ただし、本園が定める保育時間（8時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、本園が定める開所時間から保育時間（8時間）の間に延長保育を提供する。

(4) 開所時間

本園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～土 午前7時00分から午後7時00分までとする。

- 2 前項にかかわらず、教育・保育時間中に急病、事故、災害、その他、やむを得ない理由があるときは、園長は、保護者との連絡のうえ、必要に応じて個別の園児もしくは、全園児の保育時間を短縮することができる。

延長保育料

【延長保育料】	1号(教育標準時間認定)		2,3号(保育標準時間認定)		2,3号(保育短時間認定)	
	日額	月額	日額	月額	日額	月額
① 7:00～8:30					100	
② 16:30～18:00					100	
③ 18:00～19:00	250	2,500	250	2,500	250	2,500

特別保育事業

・一時預かり保育【一般型】

入所していない鹿児島市内にお住まいの方で、1 歳児～6 歳児まで利用できます。利用時間によって料金は異なります。一時保育は状況によってお断りする場合があります。あらかじめ面接をする必要があります。

【一般型】在園児以外の未就園児
月曜～土曜

実施時間	利用時間	利用金額
8:30～17:30	4 時間以内	1,000 円
	4 時間～6 時間	1,400 円
	6 時間～9 時間	1,800 円

日曜・祝日（弁当持参）

実施時間	利用時間	利用金額
8:30～17:30	4 時間以内	1,200 円
	4 時間～6 時間	1,600 円
	6 時間～9 時間	2,000 円

・一時預かり保育【幼稚園型】

1 号子どもが平日 13 時 30 分以降、土曜日、長期休暇期間中に利用できます。

新 2 号認定、新 3 号認定を受けた場合、利用日数×450 円は無償化の対象となります。

（無償化上限 新 2 号：月額 11,300 円 新 3 号 月額 16,300 円）

※園行事等（運動会、おたのしみ会、訓練等）が土曜日にあり登園がやむを得ない場合、1 号子どもが登園しても一時預かり保育料は徴収しません。事前にご確認ください。

ひと月あたりの保護者負担額を 6,000 円を上限とします。

一時預かり保育料

【幼稚園型】1 号認定を受けた在園児

【一時預かり保育料】	1 号（教育標準時間認定）	新 2 号（教育標準時間認定） （利用日数×450 円無償化・月上限 11,300 円）
平日 13 時 30 分以降	1 回利用につき 450 円	1 回利用につき 0 円
土曜日	1 回利用につき 950 円	1 回利用につき 500 円
長期休暇期間	1 回利用につき 450 円	1 回利用につき 0 円

※1 号の預かり保育料の保護者負担上限を月 6,000 円とする。（副食費等の負担は除く）



・日曜、祝日保育 (8時30分～17時30分)

在園児、もしくは鹿児島市内にお住まいの方で歩行が確立しているつくし組以上の子から6歳児まで利用できます。お仕事などで保育が必要な際にご利用ください。給食の提供はありませんので、お弁当を持参してください。

日祝保育を利用する場合は前月の20日～25日の間に玄関入り口にある「日曜、祝日保育申込書」に記入し直接職員にお渡しください。(コドモンでの利用申請はできません。)日曜祝日保育を利用した場合は、翌週振替休日をいれてください。利用人数や園の都合によっては日祝保育を行わない日があります。日祝保育は皇徳寺保育園と東開こども園の合同保育になります。どちらの園で合同保育を行うかは前月までに行事予定表等でお知らせしますのでご確認ください。

皇徳寺保育園で日曜、祝日保育がある場合は皇徳寺保育園への送迎をお願いします。給食の提供はありませんので、おかず付きお弁当の持参をお願いします。合同保育を円滑に行うため、日祝保育を利用する園児情報を皇徳寺保育園、東開こども園で共有します。

皇徳寺保育園の日曜、祝日保育を利用する場合も別途料金はかかりません。

○日曜、祝日保育で持ってくるもの

・おかず付きお弁当(下記お弁当について参照)・着替え(2組ほど)・下着(オムツ)・ハンドタオル・靴・帽子

※皇徳寺保育園で日曜、祝日保育利用の場合は、コップ、歯ブラシ、バスタオルを追加でお持ちください。(週末、東開こども園で保護者にお渡しします。)

皇徳寺保育園： 鹿児島市皇徳寺3丁目31-5 電話番号 099-275-0733

東開こども園： 鹿児島市東開町3-10 電話番号 099-299-0755

お弁当について

遠足や日祝保育、天災や長期休みで食材の入荷が困難な場合などの時にお弁当の持参をお願いする場合があります。

楽しく安全に食べるために、次の点にご配慮下さい。

- ・お弁当用ピックは安全のための使用しないでください。
- ・ミニトマト、ブドウ、ウズラの卵等は窒息を防ぐためになるべく入れないでください。入れる際は小さく(最低でも4等分)に切って入れてください。
- ・ご飯やおかずは手づかみでも食べられるよう、一口サイズをお願いします。(乳児)
- ・おかずの中にゼリーなどお菓子は入れないでください。
- ・スプーン、フォーク、お箸は準備してください。

・体験保育/年 4 回程度 (9 時 30 分～11 時 30 分)

季節に合った製作・絵本の読み聞かせ、わらべうた遊びなど、経験する中で親子で保育園の生活を体験します。地域の方々の子育て支援を行っています。

・発達相談/年 3 回程度

子どもの成長、発達（身体的、情緒的な面）について心配なことなどの相談をお受けします。

時間に限りがありますので、受け付けられない場合がありますのでご了承ください。

子どもの発達を客観的に見るために発達検査を行う場合があります。

公認心理士・臨床心理士 中國博文

子どもの日々の園での様子は保護者の方になるべく詳細をお伝えしていきます。集団生活で気になる子どもさんについては園の方からご相談させていただく場合があります。専門の職員と情報共有したうえで、必要であれば療育の利用も併用をご提案する場合があります。

療育を利用する場合は、更新の度に受給者証を園の方に提出をお願いします。

・退園するとき、認定を変更するとき

保育園をやめるときは、退園することが分かった時点で園に申し出てください。

認定を変更する際（2号認定から1号認定へ、1号認定から2号認定へ等）は事前に園にご相談ください。2号認定から1号認定になる場合、定員に限りがありますので1号認定での受け入れが出来ない場合があります。また1号認定から2号認定になる場合、市の利用調整を受け再入園という形になるので、申し込み状況によっては入所できない可能性がありますのでご注意ください。

手続き書類については別紙2「支給認定変更（取消）申請等に係る必要書類等について」参照

※鹿児島市HP「認定等に変更がある方」



・保育料、副食費等について

1. 3号認定子ども（0,1,2歳児クラス）は園児の市町村の条例が定める額の基本保育料を保護者から徴収します。副食費及び主食費（月～土）は保育料に含まれます。
2. 2号認定子ども（年少以上児）から副食費月額4,500円、主食費（月～金）月額2,400円を徴収します。令和6年まで白ご飯を持参していただいていたましたが、保護者の負担軽減のため令和7年より白ご飯を園で炊いて提供する日を設けています。主食の提供は基本月～金のみで土曜日は炊いた白ご飯のみを弁当箱に入れて持参してください。保育料と同じ扱いで、天災等やむを得ない事情による閉園やお弁当の持参のお願い、ご家庭の都合による長期欠席があっても日割りの返金等はありませんのでご了承ください。平日であっても白ご飯の持参の日があります。持参の日は事前にお知らせします。土曜日白ご飯を忘れた場合翌月1回あたり150円を徴収します。副食費免除世帯は副食費の負担は免除されますが、主食費は徴収対象となります。副食費及び主食費の金額については

年度途中でも変更になる可能性がありますのでご了承ください。

- 1号認定子どもはなずな組（2歳児クラス）であっても保育料無償化の対象となります。ただし副食費 2,500 円と主食費 2,400 円が必要になります。平日 13 時半以降利用する場合は預かり保育料 450 円、長期休業期間利用する場合預かり保育料 450 円、土曜日利用する場合は預かり保育料 950 円かかります。新 2 号認定を受ければ 1 日 450 円分は無償化の対象になります。土曜日の利用の場合は副食費 1 食 200 円かかります。

※別紙 3 認定別料金一覧表、認定別保護者負担額試算表

費用	理由	金額	備考
副食費	給食の提供に係る費用として	1号認定：2,500 円程度 1号（土曜）：1食 200 円程度 2号認定：4,500 円程度 3号認定：保育料に含まれる	月額 徴収時期：利用月初め 土曜日は翌月初め
主食費	給食主食の提供に係る費用として	1号認定：2,400 円程度 （月曜日～金曜日分） 2号認定：2,400 円程度 （月曜日～金曜日分） 3号認定：保育料に含まれる （月曜日～土曜日分）	月額 徴収時期：利用月初め 1・2号は土曜日は主食持参

6. 保育中のケガ、流行性の病気等について（重要事項説明書 8）

保育中のケガが起こらないように十分注意しておりますが、子ども達の成長過程で、コミュニケーションがうまく取れず、噛みつきやひっかきなどのトラブルによりケガをしたり、転倒や衝突によりケガが起こる場合があります。

トラブルによるケガの場合双方の保護者の方に経緯をできる限り説明させていただきます。ケガにつきましては直ちに傷の手当を行い、お迎えの時に報告いたします。園内での処置だけでは不十分と判断した場合は、保護者に連絡し病院に連れて行きます。緊急の場合は保護者に連絡をする前に病院に連れていく、救急車を呼ぶなどの対応をする場合があります。

別紙 4 「ケガの処置について」参照

保健衛生について

- 原則として園では園児への薬の投与はできません。ただし、やむを得ず飲み薬、塗り薬、目薬等の服用が必要な場合、医師の処方薬のみ投与しますので玄関受付の「薬の受理証」に必要事項を記入し用意してあるジッパーバッグに入れて直接職員に渡してください。処方薬は、誤投与や紛失を防ぐた

め「その日 1 日分」しか預かれませんが、複数回分をまとめて預けることはできませんのでご注意ください。また市販薬、及び解熱剤（熱性けいれん等の処方薬を除く）はお預かりできません。また、塗り薬、目薬等についても医師の処方薬のみ相談に応じます。なお、登園前の朝や登園後の夜に処方できる薬はご自宅で投与するようお願いいたします。（塗り薬、目薬等も同様）朝夕にやむを得ず園で投与しなければならない場合はご相談ください。

薬の受理証の記載漏れや、職員への伝達が確認できない場合は投与できません。

その他、薬については個別にご相談ください。

2. 下着は必ず毎日取り換えて、身体や衣服をいつも清潔にしてください。
3. 子どものさん爪は必ずご自宅で短く切ってきてください。爪が長いと不衛生なばかりではなく、他の子どもさんや自分自身を傷つけてしまう可能性があります。
4. 洗髪、洗顔、歯磨き、顔洗い、手洗い等を習慣づけ、衛生面に気を付けてください。
5. 登園前の健康状態に気を付けてください。頭痛、腹痛、下痢、顔色が悪い、食欲がない、元気がないなど、体調が悪い場合は早めに医師の診断を受け、自宅療養するようにしてください。
6. 伝染病、流行性の病気など他の子どもにうつる可能性のある病気の際は、お休みをお願いします。登園する場合に「医師の意見書」が必要な場合と「保護者の登園届」が必要な場合があります。「医師の意見書」と「保護者の登園届」は自宅で数枚保管しておくようにお願いします。

※別紙 5「感染症について」参照

7. 熱性けいれんや脱臼を起こしたことがある子どもさん、持病を持っている子どもさんは事前にお知らせ下さい。
熱性けいれん、アレルギーを持っている子どもさんは病院で処方されたお薬を園でお預かりします。
8. 子どもが大きな怪我をした場合や、体調が悪い場合は保護者に連絡をしますので、日中にも連絡を取れる連絡先をお伝えください。
保護者の方に連絡がつく前に、園の判断で病院に連れていく場合や、救急車を呼ぶ場合がありますのであらかじめご了承ください。
9. 予防接種後の登園はご遠慮ください。
やむを得ず登園する場合は、保育園に登園していいかを病院に確認し、接種後 2 時間以上様子を見てから登園してください。体調に異変があった場合はすぐにご連絡しますのでお迎えをお願いします。

10. 発熱時の対応について

お子さんに発熱があった場合は、解熱後 24 時間が経過するまで登園できません。なお、病院を受診し登園可能であること、または当園可能出る状態（例：解熱したら登園してもよい等）を確認した場合はこの限りではありません。※発熱が無くてもお子さんの状態（顔色や様子、食欲の有無等）によってはお預かりできない場合があります。

11. 感染症予防のため、園児でコロナやインフルエンザ、その他感染症が確認された場合は、感染者の人数をホワイトボード等で他の保護者にお知らせする場合がありますのでご了承ください。その際、感染者個人の特定などはしないでください。

12. お子さんの嘔吐物・下痢便のついた衣服はお持ち帰りいただく場合があります。詳細は別紙6「嘔吐物・下痢便のついた衣服の持ち帰りについてご理解、ご協力をお願い」をご覧ください。

7. 保育園生活での注意点について

送り迎えについて

1. 駐車場では必ず子どもと手をつないでください。

駐車場では必ず子どもと手をつないでください。駐車場で子どもが走り回っていることがあります。子どもから目を離すことは交通事故や、保護者同士のトラブルに繋がります。駐車場では保護者が責任をもって子どもの安全を確保してください。登園前、降園後の事故は保育園では責任を負えませんのでご注意ください。

2. 8:00～9:30、17:00～18:30 は右折進入できません。

事故防止のため駐車場が混雑する時間帯（8:00～9:30 ごろ、17:00～18:30 ごろ）は右折での進入はご遠慮ください。この時間帯に限らず、左折で待っている車がいる場合は左折の車を優先してください。左折で待っている車がいるにもかかわらず右折で駐車場に割り込み進入すると事故やトラブルに繋がりますのでご遠慮ください。

3. 登園前、降園後は園内で子どもから目を離さないようにお願いします。

部屋から降園した後、階段や廊下を走り回る子どもがいると、子ども同士の衝突や思わぬ怪我、トラブルに繋がりますので、部屋から出た後は保護者の方が責任をもって子どもの安全を確保してください。また、兄弟組のお迎えの際は、子どもをひとりで玄関で待たせないでください。他の子どもが降園する際に一緒に自動ドアから出る可能性があります。兄弟組のお迎えの際は子どもと一緒に部屋まで迎えをお願いします。また、駐車場の込み合う時間帯は駐車場の空きを待っている保護者の方もいらっしゃいますので、速やかな送迎をお願いいたします。

4. 子どもの送り迎えは保護者が責任を持ってお願いします。

ご両親以外の方（祖父母の方含む）がお迎えの時は、口頭でもコドモンでも構いませんのであらかじめ職員にお伝えください。事前連絡がなく両親以外の方が迎えに来た場合、基本お渡しできませんのでご了承ください。

5. 玄関の自動ドアは大人が押してください。

強く叩くと故障の原因となりますので玄関の自動ドアは必ず保護者が開閉してください。

6. 駐車場で起きたトラブル、事故については、園では責任は負えませんのでご了承ください。

※別紙7 「園内見取り図、駐車場利用図」参照

欠席、休園について

1. 前月までにコドモン出欠申請より翌月の登園予定時刻及び欠席予定日の申請をお願いします。
コドモンアプリ⇒「連絡」⇒「出欠申請」⇒「複数日を一括で申請」で一括申請が可能です。予定が未定の場合は、仮で出席申請にするか、予定が分かり次第の申請で構いません。特に土曜日は登園園児数の増減が大きく、給食の配膳や職員配置に大きく影響しますので必ず登園予定時刻及び欠席予定日の申請をお願いします
2. 当日の欠席や遅れての登園の場合は、9時30分までにご連絡ください。9時30分までに連絡がない場合は出欠確認のため保育園から連絡を入れる場合があります。
3. 年末年始（12月29日～1月3日）は休園となります。
年度末、年度初めの3月30日から4月2日までの間の2日間
または、年度末の最終土曜日と3月30日から4月2日までの1日間は休園となります。
4. その他、自然災害などでやむなく休園する場合があります。また、行事等で休みのご協力をお願いする場合がありますのでご了承ください。また、利用人数や都合によっては日祝保育を行わない日があります。

※別紙8 「出欠連絡のお願い」参照

給食について

- ・子ども達が「おいしく・たのしく食べる」ことができるよう、家庭料理をイメージして作ります。
- ・しっかりと「噛む」ことを大切に、献立メニューの工夫を行います。
- ・郷土料理や季節の行事に合わせた料理を提供することで「四季」や「食べ物の旬」を子どもたち自身が体験できるように心がけています。
- ・栄養を十分に考えて献立を作成し、望ましい食事習慣を自然と身に付けられるよう工夫します。
- ・保護者と相談し、医師の診断書等を元にアレルギー対応を可能な範囲で行います。
- ・子どもが苦手な食べ物を無理に食べさせることはしませんが、好き嫌いを克服できるよう働きかけを行いますのであらかじめご了承ください。
- ・アレルギーのあるお子さんのために、除去食に対応して実施しています。

別紙9「食物アレルギーに関する対応について」参照

別紙10「幼児クラス白ご飯の園内自炊について」参照

0歳児クラス～2歳児クラス・・・完全給食 白ご飯の持参はありません。

年少以上・・・平日の一部及び毎週土曜日は炊いた白ご飯のみを弁当箱に入れて持参してください。

午睡について

成長発達が著しく、活動の多い乳幼児にとって、休息午睡は非常に大切です。

昼食後 2 時間ほど午睡をします。落ち着いて睡眠できるよう一人ずつのマット、簡易ベッドを使っています。

園内でアタマジラミが発生した場合は、子ども達の距離を離して午睡をさせる場合があります。また、アタマジラミの可能性のある子どもさんは、病院の受診と、ご家庭での駆除をお願いします。

土曜日等の保育園、こども園の適正利用について

保育園、こども園では子ども達が意欲的に生活や遊びに取り組めるよう、一人一人の成長発達に合わせた保育計画を作成し、会議等で振り返るなど、日々成長するお子さんに合わせた保育の提供ができるよう工夫をしています。しかし、鹿児島市の保育所等の土曜日の登園率は全国平均値の 2 倍以上となっており、どうしても保育現場に人員が割かれ、他自治体と比較しても事務作業時間を確保しにくい状態です。

ご家庭で保育をできる日や時間には、可能な範囲でご家庭での保育にご協力いただきますようお願いいたします。もちろん就労やその他の事情で家庭での保育が難しい場合は、必要な範囲で保育園を利用していただいて構いません。保護者の皆様が可能な日や時間にご家庭で保育をしてくださることで、職員は事務処理の時間や研修時間や保育計画の時間を確保することができ、保育の質の向上につながられます。また、ご家庭での保育ができる日や時間をお子さんと過ごすことは、家庭ならではの基本的なコミュニケーションや生活習慣を身につけ、お子さんの心や情緒の安定にもつながります。

保育園の利用日数や利用時間は、保護者の就労時間のほか、家庭での保育が困難な場合や子どもの育成上の観点から必要な範囲での利用を想定しています。保育園の適正利用にご理解とご協力をお願いいたします。

※別紙 1 1 「鹿児島市 土曜日の利用に関するお願い、Q&A」参照

緊急時における対応方法

・津波の際は東開こども園の屋上、もしくは近隣事業所のナンワエナジーさんの 4 階に避難する場合があります。

その他

1. 保育中に保護者の方に電話連絡する場合があります。必ず日中連絡の取れる連絡先をお伝えください。勤務先が変わった場合などもお伝えください。
2. コドモンで配信される連絡事項や、園内掲示物、配付物はしっかり確認するようにお願いします。
3. 月末に、園便り、献立表を配信しますので、確認をお願いします。

4. 日曜祝日以外の日、前月までにコドモンで出席申請（登園予定時刻、降園予定時刻の申請）及び欠席申請をお願いします。日曜祝日はコドモンの出席申請は不要です。（申請書で確認するため）出欠連絡がないとその日の職員配置や給食配膳に影響がでますので出欠連絡のご協力をお願いいたします。
5. 子どもさんのすべての持ち物に必ず名前を書いて下さい。名前シールは剥がれて誤飲する危険がありますので利用せず、直接油性ペン等で記入をお願いします。
6. 子どもさんの持ち物の紛失、破損に関しては園での責任は負えませんので、高価なものや壊れたら困るものは持ってこないようにしてください。また、汚したくない服などは着てこないようにお願いします。
7. クラス編成は、その年度によって異なります。また、毎年同じ担当や担任がつくわけではありません。
8. クラスや担任については園で決定します。年度途中の変更や保護者の要望には対応できません。
9. 行事予定は急遽変更する場合があります。
10. 各提出物については、期間を守るようにお願いします。提出を忘れた際や、遅くなった場合はお気軽に職員にご相談ください。
11. 住所変更や勤務先が変更した場合は、すぐにお知らせください。
12. 子どものカバンにつけるキーホルダーは1つまでにしてください。子どもの持ち物の紛失や破損に関しては園での責任は負えませんのでご了承ください。
13. 危険防止のために首周りに紐のある服、フード付きの服、腰回りに紐のついている服、裾に紐がついているズボンの着用はしないようにしてください。
※別紙12「危険な服装について、家の中の危険な場所」参照
14. 令和7年よりInstagramを開設しています。注意点について別紙をご覧ください。
※別紙13「Instagramについて」参照
15. 令和5年よりオムツを園で処理しています。産業廃棄物として処理するため費用が掛かり、年度途中で保護者の方に一部負担をお願いする可能性がありますのでご了承ください。
16. 子どもさんについて悩みや困っていることがある場合や園の利用についてご意見や疑問がある場合は、いつでも遠慮なく職員にご相談ください。

0歳児の日課

0歳児にとって1日の生活は睡眠の保障を核にして食べる、眠ること、遊ぶことがきちんとおさえられるように見えていきます。家庭を含めた24時間の生活をふまえて、個々の子どもさんに合った生活リズムから始まり、午前睡、午後睡の2回寝から午後睡だけの1回寝に移っていきます。ご家庭の様子（特に食事、睡眠）をお伝えください。

1，2歳児の日課

7：30	
↓	登園 （時間によって保育室が違ってきます）
9：20	
	おやつ・牛乳
↓	室内での遊び （課題をもった働きかけを個々の子どもたちに行っていきます）
9：50	
	外遊び （乳児クラスだけなので課題のある働きかけをしていきます。雨天の日はプレイルームで体を動かします）
↓	
11：00	
↓	昼食 （一人一人の子どもたちが落ち着いて食べられるように、少ない人数で食べていきます。）
12：00	
↓	午睡 （2時間30分～3時間）
14：30	
↓	おやつ
15：15	
↓	外遊び
16：15	
↓	室内遊び 各クラスでお迎えを待ちます
17：15	
↓	クラスを移動していきます
18：00	1階 つくし組でお迎えです

☆夏場と冬場では、少し時間がずれます。

☆夏場は外遊び後温水シャワーをします。

幼児クラス（年少、年中、年長）の日課

7 : 3 0		
↓	登 園	タオル、箸を所定の場所に置きます。 (土曜日のみ白ご飯、箸を持参)
8 : 3 0		保育士に声をかけて下さい。
↓	外遊び	★お休みや遅くなる場合は9:30まで にお知らせ下さい
9 : 4 0		
↓	幼児体操 (夏場は温水シャワー)	
1 0 : 0 0	課題のある活動	年齢別活動、クラス全体の活動
↓	室内での遊び	自由参加の活動
1 1 : 1 5		
↓	昼 食	
1 2 : 3 0		
↓	午 睡 (1時間～2時間)	
1 4 : 3 0	かたづけ	
↓	おやつ	
1 5 : 0 0	集まり	絵本、おはなし 連絡
↓		
1 5 : 3 0	外あそび	
↓		
1 7 : 0 0	手洗い・うがい	汗をかいていたら着替え
↓	室内での遊び	
	延長保育の方は	1 7 : 4 5 おやつ
1 8 : 0 0	1階 つくし組でお迎えです	

☆ 夏場と冬場では、少し時間がずれます。

☆ 掛け布団

園でハーフ毛布を貸し出します。

持ち物について ふきのとう(0歳児)

	○あゆみ帳 *その日の子どもさんの様子や聞きたいこと連絡したいことな 土をお書きください。家庭と保育園の1日を見て生活リズムを 考えていきますので詳しく記入してください。	
毎日持ってくるもの	(かごの着替え) ○おむつ 7枚 ○上着・ズボン 3枚ずつ ○肌着 3枚 ○おしりふき用タオル2枚(フェイスタオルサイズ) *排便後シャワーをしておしりを拭きます。 ○ビニール袋2~3枚(汚れもの入れ) ○食事用エプロン3枚 *毎日取り替えます。 ○使用したエプロンを入れるビニール袋1枚 } 袋に入れてください。 枚数は成長に合わせ変えていきます。(よだれがひどい時など) ○靴下 } ○タオル(ハンドタオル) } *手を拭くときに使います。毎日取り替えます。	  
週始めるもの	○カラー帽子 } *毎週土曜日に持ち帰り洗濯し ○外靴 } て月曜日に持ってきます。 ○お昼寝用バスタオル(2枚) } *入園時に靴袋をお渡ししますが袋が小さくなったり、破れた りしたときは、ご自身で購入して交換しても構いません。 *寒くなったら園の毛布も使います。	 
り園 す で る お も 預 の か	○コップ } *園でお預かりします。年末に持ち帰ります。 ○歯ブラシ } *歯ブラシは、担任がお願いしたら持ってきてく ださい。 ○絵本袋 *絵本は毎週木曜日に貸し出し、火曜日に絵本袋に 入れて返却します。絵本の貸し出しは5月より始まります。	 

○コドモンへの移行について

*およそ満1歳から「あゆみ帳」からコドモン連絡帳に移行していきます。出欠連絡や配信などは0歳のときからコドモンを使います。連絡帳機能のみ満1歳になってから使用します。コメント配信ができない日もありますが、必ず職員が目を通しています。

○持ち物すべてに必ず名前を書いてください。

*お名前シールは、はがれやすく口に入れた時が危険なため直接記入してください。

○おむつ・衣類など使用した分だけ、翌日に必ず補充してください。

持ち物について つくし(1歳児)

毎日持ってくるもの	(かごの着替え) ○おむつ 5枚 ○上着・ズボン2枚ずつ ○肌着2枚 ○おしりふき用タオル2枚(フェイスタオルサイズ) *排便後シャワーをしておしりを拭きます。 ○ビニール袋2〜3枚(汚れもの入れ) ○食事用エプロン2、3枚 *毎日取り替えます。 ○使用したエプロンを入れるビニール袋1枚 ○靴下 ○タオル(ハンドタオル) *手を拭くときに使います。毎日取り替えます。	  
週始めるもの	○カラー帽子 ○外靴 ○お昼寝用バスタオル(2枚) *毎週土曜日に持ち帰り洗濯して月曜日に持ってきます。 *入園時に靴袋をお渡ししますが袋が小さくなったり、破れたりしたときは、ご自身で購入して交換しても構いません。 *寒くなったら園の毛布も使います。	 
園でするお預かり	○コップ ○歯ブラシ ○絵本袋 *園でお預かりします。年末に持ち帰ります。 *歯ブラシは、消毒器に入れますので柄の細めのものを用意し、歯ブラシが痛んできたときは、お知らせしますので取り替えてください。 *絵本は毎週木曜日に貸し出し、火曜日に絵本袋に入れて返却します。絵本の貸し出しは5月より始まります。	 

○コドモン連絡帳の記入について

*その日の子どもさんの様子や聞きたいこと、連絡したいことなどお書きください。生活リズムを作っていくうえでとても大切ですので、出来るだけ記入をしてください。コメント配信ができない日もありますが、必ず職員が目を通しています。

○持ち物すべてに必ず名前を書いてください。

*お名前シールは、はがれやすく口に入れた時が危険なため直接記入してください。

○おむつ・衣類など使用した分だけ、翌日に必ず補充してください。

持ち物について なずな(2歳児)

毎日 も っ て く る も の	(かごの着替え) ○おむつ 5枚 ○上着・ズボン 2枚ずつ ○肌着 2枚 ○おしりふき用タオル2枚(フェイスタオルサイズ) * 排便後シャワーをしておしりを拭きます。 ○ビニール袋 2～3枚(汚れもの入れ) ○食事用エプロン 3枚 * 毎日取り替えます。 ○使用したエプロンを入れるビニール袋 1枚 ○靴下 ○タオル(ハンドタオル) * 手を拭くときに使います。毎日取り替えます。	袋に入れて ください。	  
週 始 め に 持 っ て	○カラー帽子 ○外靴 ○お昼寝用バスタオル(2枚) * 入園時に靴袋をお渡ししますが袋が小さくなったり、破れたりしたときは、ご自身で購入して交換しても構いません。 * 寒くなったら園の毛布も使います。	* 毎週土曜日に持ち帰り洗濯して月曜日に持ってきます。	
園 で お も 預 か り す	○コップ } * 園でお預かりします。年末に持ち帰ります。 ○歯ブラシ } * 歯ブラシは、消毒器に入れますので柄の細めのものを用意し、歯ブラシが痛んできたときは、お知らせしますので取り替えてください。 ○絵本袋 * 絵本は毎週木曜日に貸し出し、火曜日に絵本袋に入れて返却します。絵本の貸し出しは5月より始まります。		 

○コドモン連絡帳の記入について

* その日の子どもさんの様子や聞きたいこと、連絡したいことなどお書きください。生活リズムを作っていくうえでとても大切ですので、出来るだけ記入をしてください。コメント配信をできない日もありますが、必ず職員が目を通しています。

○持ち物すべてに必ず名前を書いてください。

★お名前シールは、はがれやすく口に入れた時が危険なため直接記入してください。

○おむつ・衣類など使用した分だけ、翌日に必ず補充してください。

持ち物について なのはな・すみれ・れんげ(3・4・5歳児)

毎日 も っ て く る も の	○かばん 指定はありません。 *キーホルダーは、1つまでにしてください (かごの着替え) ○パンツ 2枚 ○上着・ズボン2枚ずつ ○肌着2枚 ○おしりふき用タオル2枚(フェイスタオルサイズ) *排便後シャワーをしておしりを拭きます。 ○ビニール袋2～3枚(汚れもの入れ) ○ひも付きタオル(ハンドタオル) ○靴下 ○お箸 *お箸入れに入れてください。竹箸が滑らず使いやすいです。年少・年中さんはスプーンを使いますので、担任と話し合ってお箸を持ってくる時期を決めてください。 ○土曜日は、弁当箱に白ご飯だけ入れて巾着袋かハンカチに包んでください。	   
も 週 の 始 め に 持 っ て く る	○カラー帽子 ○外靴 ○お昼寝用バスタオル(春・夏2枚) (秋・冬1枚) *毎週土曜日に持ち帰り洗濯して月曜日にもってきます。 *入園時に靴袋をお渡ししますが袋が小さくなったり、破れたりしたときは、ご自身で購入して交換しても構いません。 *バスタオルは金曜日の夕方はロッカーの中に入れてあります土曜日お休みの時は、金曜日にお持ち帰りください。秋・冬は園の毛布を使います。	  
す 園 で お の 預 か り	○コップ } *園でお預かりします。年末に持ち帰ります。 ○歯ブラシ } *歯ブラシは、消毒器に入れますので柄の細めのものを用意し、歯ブラシが痛んできたときは、お知らせしますので取り替えてください。 ○絵本袋 *絵本は毎週木曜日に貸し出し、火曜日に絵本袋に入れて返却します。絵本の貸し出しは5月より始まります。	 
毎 週 金 曜 日 に 持 っ て く る	○体育服の準備 ①体育服 ②着替え(シャツ、ズボン) ③肌着・パンツ(夏場) ④ビニール袋 巾着袋 (自分で洋服を出し入れできる大きさ) *毎週金曜日に体育があります。体育服の準備をお願いします。	  

○コドモン連絡帳の記入について

*子どもさんの家庭でのこと、嬉しかったこと、悩んでいること、分からないこと、連絡したいことなどお書きください。コメント配信をできない日もありますが、必ず職員が目を通しています。

*年長さんは、毎朝、保護者の方と一緒に日付を確認してお帳面にシールを貼ってください。

○持ち物すべてに必ず名前を書いてください。

*お名前シールは、はがれやすく口に入れた時が危険なため直接記入してください。

○おむつ・衣類など使用した分だけ、翌日に必ず補充してください。

令和 7 年度 幼稚園又は認定こども園の教育利用に係る 1号認定及び新 2・3号認定のご案内

1 施設の種類の種類及び教育・保育給付認定

平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」）が施行され、新制度に移行した幼稚園（以下、「新制度幼稚園」）ができました。また、教育と保育を兼ね備えた認定こども園が創設されました。

新制度幼稚園又は認定こども園の教育利用を希望される児童の保護者は、「教育・保育給付認定（以下、「認定」）の 1 号認定を受ける必要があります。また、令和 7 年 4 月から新制度に移行予定の幼稚園の継続利用を希望される方も同様です。

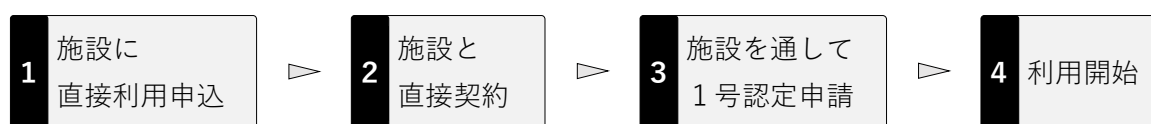
施設の種類の種類	認定	年齢	保育の必要性	時間
幼保連携型 認定こども園	1 号（教育利用）	満 3 歳以上	なし	教育標準時間
	2 号（保育利用）	満 3 歳以上	あり	保育標準時間
	3 号（保育利用）	満 3 歳未満	あり	保育短時間
幼稚園型 認定こども園	1 号（教育利用）	満 3 歳以上	なし	教育標準時間
	2 号（保育利用）	満 3 歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間
新制度幼稚園	1 号（教育利用）	満 3 歳以上	なし	教育標準時間

※教育標準時間：1 日 4 時間を標準として施設ごとに異なります。

※保育標準時間：1 日最長 11 時間で施設ごとに異なります。

※保育短時間：1 日最長 8 時間で施設ごとに異なります。

2 新制度幼稚園、認定こども園の教育利用の利用開始までの流れ



新制度幼稚園又は認定こども園の教育利用を希望する場合は、施設に直接申し込みし契約します。その契約に基づき、施設を通して鹿児島市に 1 号認定の申請を行います。

<注意>

- ・認定こども園において、2 号（保育利用）の利用を希望する場合は、鹿児島市に利用申込みを行い、選考を受ける必要があります。選考の結果、利用が内定した場合は 2 号（保育利用）で利用開始できますが、保留になった場合は利用できません。
- ・1 号（教育利用）の利用申込みは直接施設へ、2 号（保育利用）の利用申込みは鹿児島市に行うことになりますので、併願する場合も、各申し込み先へそれぞれご相談ください。

3 1号認定の申請方法及び必要書類

(1) 1号認定の対象児童

- ①保護者が鹿児島市に住所を有し、かつ新制度幼稚園又は認定こども園の教育利用で施設と契約済みの児童

〔※鹿児島市以外に住所を有する方は、居住地の市町村へ申請してください。申込書等は居住地の市町村へお問合せください。〕

- ②令和7年4月から新制度に移行予定の幼稚園を利用中で、継続利用を希望する児童

(2) 申請書の提出先

新制度幼稚園、認定こども園に直接提出してください。

(3) 必要書類

◇子どものための教育・保育給付支給認定申請書（1号認定用）

※注：申請受付時に、施設でマイナンバー（個人番号）の確認を行います。

場合	本人確認書類	番号確認書類
まとめて確認可能なもの	マイナンバーカード	
本人確認が 1点 で可能なもの	<顔写真付きの公的証明書> ・運転免許証 ・パスポート ・各種手帳 ・在留カード など	・個人番号通知カード or ・マイナンバーが記載された住民票の写し
本人確認が 2点 で可能なもの	<顔写真なしの公的証明書> ・保険証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 など	・マイナンバーが記載された住民票の写し

4 預り保育の無償化

<概要>

新制度幼稚園又は認定こども園を教育利用で利用する上で、教育標準時間外も施設を利用する場合は、預り保育を利用することになります。本来、預り保育を利用する場合の費用は実費負担となりますが、「施設等利用給付認定（新2・3号）」を受けることで、その預り保育に要する費用が無償化（上限有）の対象となります。該当する場合は、「施設等利用給付認定（新2・3号）」の申請のために必要な書類を施設に提出してください。

<対象児童>

◎保護者が鹿児島市に住所を有し、保護者全員が次表の「保育を必要とする事由」に該当する場合で

- ①3歳児（年少クラス）～5歳児（**新2号**）
 ②市町村民税非課税世帯の満3歳児（年少少クラスで3歳を迎えた児童）（**新3号**）

別紙1

【保育を必要とする事由一覧】

保育を必要とする事由	認定の有効期間
就労(1 か月 60 時間以上)	児童の小学校就学前まで
疾病・負傷・障害	
同居親族の常時介護・看護	
災害復旧	
児童虐待や DV のおそれがある	
学校、専修学校、職業訓練等 (1 か月 60 時間以上)	卒業予定日の属する月の月末まで (※1)
妊娠・出産(産前産後期間)	出産 (予定) 日の 6 週間 (多胎児の場合は 14 週間) 前から出産日から 8 週間を経過した日の月末まで (※1)
求職活動(起業準備を含む)	90 日を経過する日の月末まで (※1)
育児休業の間の継続利用 (※2)	育児休業復帰日の月末まで (※1)

※1：児童の小学校就学前までの方が短い場合は小学校就学前まで

※2：育児休業取得時に既に施設等利用給付認定を受けている児童が継続して利用する場合に限ります。

<施設等利用給付認定（新2・3号）の申請方法及び必要書類>

◇必要書類

- ・子育てのための施設等利用給付認定申請書（新2号・3号利用給付認定用）
- ・保育を必要とする事由を証明する書類

※証明日が令和6年10月25日（金）以降のもの

保育を必要とする事由	必要な書類
就労	就労証明書（市が定める様式）
疾病・負傷	診断書（市が定める様式）
障害	・診断書（市が定める様式） ・精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の写し
同居親族の常時介護・看護	・介護・看護が必要な親族の診断書（市が定める様式） ・療育手帳の写し（所持者のみ）
災害復旧	罹災証明書
児童虐待や DV のおそれがある	専門機関の証明等
学校、専修学校、職業訓練等	・在学証明書 ・就学時間が分かるカリキュラム等の写し
妊娠・出産(産前産後期間)	母子手帳の表紙と分娩予定日が分かるページの写し
求職活動(起業準備を含む)	求職活動申立書（市が定める様式）

◇申請書の提出先

- ・新制度幼稚園、認定こども園に直接提出してください。

注：施設等利用給付認定は事前申請です。認定開始日は申請日より前に遡及することはできません。

別紙1

<無償化の上限>

施設等利用給付認定による預り保育に要する費用の無償化には上限があります。下表のとおりとなりますので確認をお願いいたします。

【認定区分ごとの無償化の上限一覧】

認定区分	無償化の上限額
新2号	(1) 利用日数×450円(月額上限:11,300円) (2) 施設へ支払った利用料金の月内総額 ※(1)と(2)のうちいずれか小さい方が上限になります。
新3号	(1) 利用日数×450円(月額上限:16,300円) (2) 施設へ支払った利用料金の月内総額 ※(1)と(2)のうちいずれか小さい方が上限になります。

<他施設との併用について>

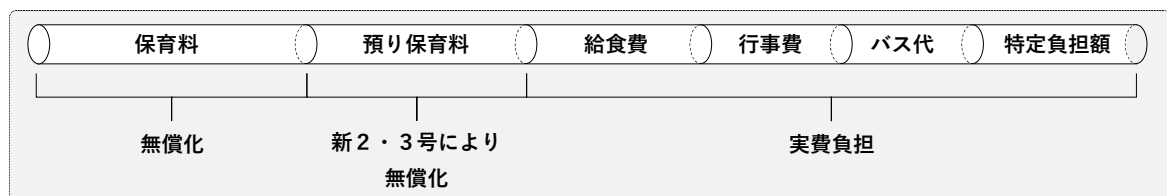
利用中の新制度幼稚園又は認定こども園以外の施設を一時預り等で利用した場合の費用は無償化の対象になりません。

利用中の新制度幼稚園又は認定こども園が十分な水準の預かり保育を実施していない(教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は開所日数200日未満の施設)うえで、他の保育施設等を利用する場合に限り、その利用料も無償化の対象となる場合があります。詳しくは市窓口にご相談ください。

5 実費徴収及び特定負担額(上乗せ徴収)

保育料とは別に給食費、制服代、通園バス代、入園料等の実費徴収が発生する場合があります。か、特定負担額(教員配置の充実などのための上乗せ徴収)が発生する場合があります。

【費用負担のイメージ】



<副食費の減免>

新制度幼稚園又は認定こども園を教育利用で利用する場合、給食費(主食費+副食費)は実費徴収となります。ただし、下記に該当する世帯は、副食費の減免を受けられる場合があります。対象者には、鹿児島市から園を通じてお知らせいたします。

世帯	副食費減免の条件
生活保護世帯	条件なし
上記以外の世帯	下記のいずれかに当たる場合 ・ 市民税の所得割課税額が77,101円未満 ・ 小学3年生以下の児童で数えて第3子に当たる児童

**令和 7 年度 幼稚園又は認定こども園の教育利用に係る
施設等利用給付認定（新 2・3 号認定）のご案内【在園児向け】**

預り保育の無償化

現在、幼稚園又は認定こども園を教育利用（1 号又は新 1 号）で利用中の児童で、教育標準時間外も施設を利用する場合は、預り保育を利用することになります。本来、預り保育を利用する場合の費用は実費負担となりますが、「施設等利用給付認定（新 2・3 号）」を受けることで、その預り保育に要する費用が無償化（上限有）の対象となります。

認定	年齢	保育の必要性	無償化の範囲
			預り保育
新 2 号	3 歳児※以上	あり	○
新 3 号	満 3 歳～3 歳児未満	あり	○

※ 3 歳児：4 月 1 日時点で 3 歳の誕生日を迎えている児童（年少クラス）

※ 満 3 歳：3 歳を迎えた児童（年少少クラス）

<対象児童>

◎保護者が鹿児島市に住所を有し、かつ保護者全員が次表の「保育を必要とする事由」に該当する場合で

① 3 歳児（年少クラス）～5 歳児（**新 2 号**）

② 市町村民税非課税世帯の満 3 歳児（年少少クラスで 3 歳を迎えた児童）（**新 3 号**）

【保育を必要とする事由一覧】

保育を必要とする事由	認定の有効期間
就労(1 か月 60 時間以上)	児童の小学校就学前まで
疾病・負傷・障害	
同居親族の常時介護・看護	
災害復旧	
児童虐待や DV のおそれがある	
学校、専修学校、職業訓練等 (1 か月 60 時間以上)	卒業予定日の属する月の月末まで（※1）
妊娠・出産(産前産後期間)	出産（予定）日の 6 週間（多胎児の場合は 14 週間）前から出産日から 8 週間を経過した日の月末まで（※1）
求職活動(起業準備を含む)	90 日を経過する日の月末まで（※1）
育児休業の間の継続利用（※2）	育児休業復帰日の月末まで（※1）

※ 1：児童の小学校就学前までの方が短い場合は小学校就学前まで

※ 2：育児休業取得時に既に施設等利用給付認定を受けている児童が継続して利用する場合に限ります。

別紙1

＜施設等利用給付認定（新２・３号）の申請方法及び必要書類＞

◇必要な書類

- ・子育てのための施設等利用給付認定申請書（新２号・３号利用給付認定用）
- ・保育を必要とする事由を証明する書類

※証明日が令和６年１０月２５日（金）以降のもの

保育を必要とする事由	必要な書類
就労	就労証明書（市が定める様式）
疾病・負傷	診断書（市が定める様式）
障害	・診断書（市が定める様式） ・精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の写し
同居親族の常時介護・看護	・介護・看護が必要な親族の診断書（市が定める様式） ・療育手帳の写し（所持者のみ）
災害復旧	罹災証明書
児童虐待やDVのおそれがある	専門機関の証明等
学校、専修学校、職業訓練等	・在学証明書 ・就学時間が分かるカリキュラム等の写し
妊娠・出産(産前産後期間)	母子手帳の表紙と分娩予定日が分かるページの写し
求職活動(起業準備を含む)	求職活動申立書（市が定める様式）

◇申請書の提出先

- ・利用中の幼稚園、認定こども園に直接提出してください。

注：施設等利用給付認定は事前申請です。認定開始日は申請日より前に遡及することはできません。

＜無償化の上限＞

施設等利用給付認定による預り保育に要する費用の無償化には上限があります。下表のとおりとなりますので確認をお願いいたします。

【認定区分ごとの無償化の上限一覧】

認定区分	無償化の上限額
新２号	(１) 利用日数×450円（月額上限：11,300円） (２) 施設へ支払った利用料金の月内総額 ※(１)と(２)のうちいずれか小さい方が上限になります。
新３号	(１) 利用日数×450円（月額上限：16,300円） (２) 施設へ支払った利用料金の月内総額 ※(１)と(２)のうちいずれか小さい方が上限になります。

＜他施設との併用について＞

利用中の幼稚園又は認定こども園以外の施設を一時預り等で利用した場合の費用は無償化の対象になりません。

利用中の幼稚園又は認定こども園が十分な水準の預かり保育を実施していない（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が８時間未満又は開所日数２００日未満の施設）上で、他の保育施設等を利用する場合に限り、その利用料も無償化の対象となる場合があります。詳しくは市窓口にご相談ください。

別紙2

支給認定変更（取消）申請等に係る必要書類等について

変更事項		必要書類								
		支給認定変更（取消）申請書兼変更届	兼支給認定申請書（2号・3号認定用）	支給認定申請書（1号認定用）	※支給認定証 ※交付されている場合	出書 支給認定変更（取消）申請等に係る申	税額を証明する書類 ※課税情報の閲覧に同意しない場合	利用施設退所届	離婚届受理証明等	療育手帳に該当する場合写し
支給認定区分変更	1号認定→2号認定		○		○	○		○		
	2号・3号認定→1号認定			○	○			○		
保育必要量変更		○			○	○				
保育を必要とする事由変更		○			○	○				
勤務先等変更		○				○				
育児休業中の継続利用		○			○	○				
認定期間変更・ならし保育		○			○					
住所変更	市内	○			○					
	市外へ転出（認定取消）	○			○			○		
保護者変更・保護者氏名変更	離婚による	○			○				○	
	上記以外	○			○					
児童氏名変更		○			○					
世帯構成変更	婚姻等による保護者の増	○				○	○			
	離婚等による保護者の減	○							○	
	離婚後祖父母同居の場合	○					○			
	上記以外	○								
同居障害者の状況変更		○								○
生活保護受給		○								
認定取消		○			○					

【留意事項】

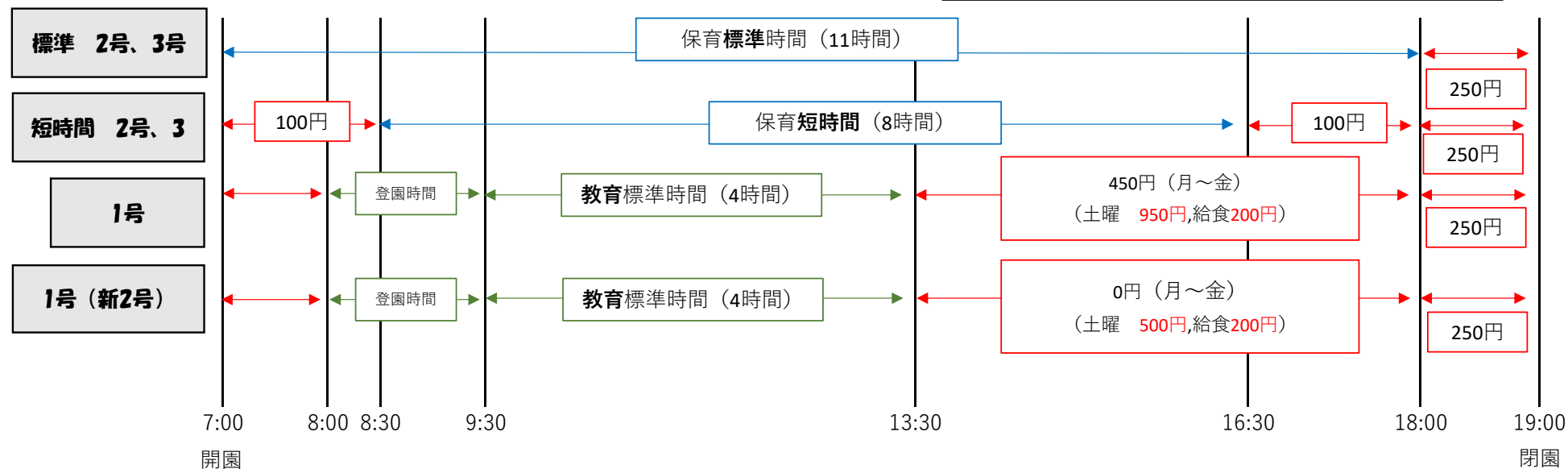
- ・ 認定内容の変更は、原則として事実発生日又は変更申請書の提出日のいずれか遅い方が属する月の翌月1日（1日の申請は当月から）となります。ただし、月途中で育児休業から復帰する場合等の理由で、当月から認定の変更が必要になる場合は、事前に手続をすることで当月から変更できる場合があります。
- ・ 変更事項や申請時期等によっては保育料等の変更が遡及して行われ、追加請求が発生する場合があります。
- ・ 「支給認定変更（取消）申請等に係る申出書」の添付書類については申出書の様式の添付書類欄でご確認ください。
- ・ 支給認定区分を変更する場合は申請書が別になります。1号認定から2号認定に変更を希望する場合は「支給認定申請書（2号・3号認定用）兼利用申込書」により保育所等の利用申込とあわせて申請してください。なお、利用調整の結果、利用保留（待機）となる場合があります。
- ・ 税額を証明する書類は課税情報の閲覧に同意しない場合必要となります。
- ・ 2号・3号認定から1号認定に変更する場合は「支給認定申請書（1号認定用）」を利用施設を経由して提出してください。
- ・ 満3歳到達に伴う3号認定から2号認定への変更は市が職権で行います。その他に変更事項がない場合は手続は不要です。
- ・ 市外へ転出される場合は、鹿児島市での認定は取消しとなります。新たな支給認定手続については転出先の市町村にご相談ください。
- ・ 支給認定証を紛失した場合は、上記の書類に加えて「支給認定証再交付申請書」も提出してください。
- ・ 必要書類については、上記以外にも必要になる場合があります、追加で提出をお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。

【マイナンバー確認】

市記載欄	① 個人番号の記載	☐ 有	☐ 無
	② 番号確認書類	☐ 個人番号カード	☐ 通知カード ☐ 個人番号が記載された住民票の写し等 ☐ 無
	③ 本人確認書類	☐ 個人番号カード	☐ 顔写真付きの身分証明書（運転免許証等） ☐ その他書類2つ

時間及び発生する料金表

1号の預かり保育料の保護者負担上限を月6,000円とする。
(副食費等の負担は除く)



認定	施設	年齢	保育の必要性	時間	保育料
1号（教育利用）	幼稚園 ・認定こども園	満3歳以上	なし	教育標準時間 1日4時間	無償化
新2号（教育利用）		満3歳以上（年少以上）	あり（1月60時間等）		
新3号（教育利用）		満3歳以上（年少未満）	あり（1月60時間等） かつ非課税世帯		
2号（保育利用）	保育所 ・認定こども園	満3歳以上	あり（1月120時間等）	保育標準時間 1日11時間	年少以上 無償化 2歳児クラス有償
3号（保育利用）		満3歳未満	あり（1月120時間等）	保育短時間 1日8時間	有償

認定	副食費・主食費の徴収	副食費・主食費金額	平日 預かり保育料	土曜 預かり保育料	長期休暇 平日 預かり保育料	土曜の給食費
1号（教育利用）	あり	副食費：2,500円 主食費：2,400円	13:30以降利用 450円	<u>950円</u>	利用時間を問わず 450円	<u>1回200円</u>
新2号（教育利用）			0円	<u>500円</u>	0円	
新3号（教育利用）						
2号（保育利用）	年少以上 あり 2歳児クラスなし （保育料に含まれる）	年少以上 副食費：4,500円 主食費：2,400円 2歳児クラス 0円	なし	なし	なし	なし
3号（保育利用）	なし（保育料に含まれる）	0円	なし	なし	なし	なし

※1号の預かり保育料の保護者負担上限を月6,000円とする。（副食費等の負担は除く）

保育料等負担額比較表

この表は支給認定、平日利用回数、土曜日利用回数、保育料等の違いで保護者負担金額がどの程度変わるか比較、試算したものです。
支給認定の変更を推奨するものではありませんのでご注意ください。また、金額については各自でご確認ください。

	1号(教育標準時間認定) 年少以上	1号(教育標準時間認定) なずな組	新2号(教育標準時間認定) (利用日数×450円無償化 月上限11,300円)
・平日13時30分以降	1回利用につき450円	1回利用につき450円	1回利用につき0円
・土曜日	1回利用につき950円	1回利用につき950円	1回利用につき500円
・長期休暇期間中	1回利用につき450円	1回利用につき450円	1回利用につき0円
・土曜日副食費	1回利用につき200円	1回利用につき200円	1回利用につき200円
・土曜日主食費	主食持参	1回利用につき120円	主食持参

園行事（運動会、おたのしみ会、訓練等）の日は土曜日利用しても預かり保育料は徴収しません。

※1号の預かり保育料の保護者負担上限を月6,000円とする。（副食費等の負担は除く）

平日13時30分以降利用回数	20回
土曜日利用回数	0回

※												
①		②	③		④	⑤	⑥	⑦=③+⑥		①②④⑤⑦合計		
	月額主食費	月額給食費	保育料	平日 預かり保育回数	平日 預かり保育回数	土曜日 利用回数	土曜日 主食費	土曜日 副食費	土曜日 預かり保育料	預かり保育 料合計上限 6000円	月総額	年額
1号（年少以上）	2,400	2,500	無償化	20回	9,000	0回	0	0	0	6,000	10,900円	130,800円
1号（なずな組）	2,400	2,500	無償化	20回	9,000	0回	0	0	0	6,000	10,900円	130,800円
新2号（年少以上）	2,400	2,500	無償化	20回	0	0回	0	0	0	0	4,900円	58,800円
2号(年少以上)	2,400	4,500	無償化	20回	0	0回	0	0	0	0	6,900円	82,800円
2号（なずな組）	0	0	〇〇〇円	20回	0	0回	0	0	0	0	保育料	保育料×12

平日13時30分以降利用回数	20回
土曜日利用回数	1回

	月額主食費	月額給食費	保育料	平日 預かり保育回数	平日 預かり保育回数	土曜日 利用回数	土曜日 主食費	土曜日 副食費	土曜日 預かり保育料	預かり保育 料合計上限 6000円	月総額	年額
1号（年少以上）	2,400	2,500	無償化	20回	9,000	1回	0	200	950	6,000	11,100円	133,200円
1号（なずな組）	2,400	2,500	無償化	20回	9,000	1回	120	200	950	6,000	11,220円	134,640円
新2号（年少以上）	2,400	2,500	無償化	20回	0	1回	0	200	500	500	5,600円	67,200円
2号(年少以上)	2,400	4,500	無償化	20回	0	1回	0	0	0	0	6,900円	82,800円
2号（なずな組）	0	0	〇〇〇円	20回	0	1回	0	0	0	0	保育料	保育料×12

平日13時30分以降利用回数	20回
土曜日利用回数	2回

	月額主食費	月額給食費	保育料	平日 預かり保育回数	平日 預かり保育回数	土曜日 利用回数	土曜日 主食費	土曜日 副食費	土曜日 預かり保育料	預かり保育 料合計上限 6000円	月総額	年額
1号（年少以上）	2,400	2,500	無償化	20回	9,000	2回	0	400	1900	6,000	11,300円	135,600円
1号（なずな組）	2,400	2,500	無償化	20回	9,000	2回	240	400	1900	6,000	11,540円	138,480円
新2号（年少以上）	2,400	2,500	無償化	20回	0	2回	0	400	1000	1,000	6,300円	75,600円
2号(年少以上)	2,400	4,500	無償化	20回	0	2回	0	0	0	0	6,900円	82,800円
2号（なずな組）	0	0	〇〇〇円	20回	0	2回	0	0	0	0	保育料	保育料×12

平日13時30分以降利用回数	20回
土曜日利用回数	3回

	月額主食費	月額給食費	保育料	平日 預かり保育回数	平日 預かり保育回数	土曜日 利用回数	土曜日 主食費	土曜日 副食費	土曜日 預かり保育料	預かり保育 料合計上限 6000円	月総額	年額
1号（年少以上）	2,400	2,500	無償化	20回	9,000	3回	0	600	2850	6,000	11,500円	138,000円
1号（なずな組）	2,400	2,500	無償化	20回	9,000	3回	360	600	2850	6,000	11,860円	142,320円
新2号（年少以上）	2,400	2,500	無償化	20回	0	3回	0	600	1500	1,500	7,000円	84,000円
2号(年少以上)	2,400	4,500	無償化	20回	0	3回	0	0	0	0	6,900円	82,800円
2号（なずな組）	0	0	〇〇〇円	20回	0	3回	0	0	0	0	保育料	保育料×12

平日13時30分以降利用回数	20回
土曜日利用回数	4回

	月額主食費	月額給食費	保育料	平日 預かり保育回数	平日 預かり保育回数	土曜日 利用回数	土曜日 主食費	土曜日 副食費	土曜日 預かり保育料	預かり保育 料合計上限 6000円	月総額	年額
1号（年少以上）	2,400	2,500	無償化	20回	9,000	4回	0	800	3800	6,000	11,700円	140,400円
1号（なずな組）	2,400	2,500	無償化	20回	9,000	4回	480	800	3800	6,000	12,180円	146,160円
新2号（年少以上）	2,400	2,500	無償化	20回	0	4回	0	800	2000	2,000	7,700円	92,400円
2号(年少以上)	2,400	4,500	無償化	20回	0	4回	0	0	0	0	6,900円	82,800円
2号（なずな組）	0	0	〇〇〇円	20回	0	4回	0	0	0	0	保育料	保育料×12

ケガの処置について

子どもたちの安全については当園でも万全を期しておりますが、どうしても防げない事故やケガなどがあります。全国の保育所や幼稚園事故の実態報告の中でも転倒事故、転落事故が全体の半数を占めています。歩行がまだ不十分な1, 2歳は歩いているとき転んだり、幼児では模倣遊びや鬼ごっこなどの遊び中での転倒や事故が起こったりします。また、子ども達の成長過程の中で、トラブルによるかみつikyひっかきなどもあります。

事故の無いよう努めておりますが、もし事故が起こった場合は直ちに傷の手当をします。園で処置した場合については、お迎えのとき報告します。またトラブルについても双方の保護者の方に経緯をきちんと説明させていただきます。

園内での処置だけでは心配な傷や症状の場合は保護者に電話すると同時に病院へ連れていきます。なお、保護者との連絡が取れない場合は、当園のかかりつけの病院へ連れていき、医師の指示に従って治療を受けます。主なかかりつけの病院はつぎの通りです。

内科	徳永クリニック（園医）	099-268-4135
歯科	まこと歯科（園医）	099-267-0126
形成外科	野崎クリニック	099-267-2322
整形外科	橋口整形外科	099-266-1721

* 緊急な場合（熱性けいれん、大きなケガなど）

- ・救急車を呼び、救急車指定の病院に連れて行きます。
- ・同時に保護者の方へ緊急連絡をし、病院に着くまで子どもの容態を随時連絡していきます。

上記の医療機関を利用して子どもの治療と救命に当たります。ご承諾下さい。

保健衛生についてのお願い

* トラブルの時、爪が伸びていると他のお子さんにケガをさせてしまう場合があります。

爪はご家庭で切ってください。

* 伝染病、流行性の病気などは医師の許可を受けてから、登園ください。

（家族の方で病気になっている方がいらしたらお知らせください。なお、お子さんが登園するときは玄関入り口で受け入れをしますので、必ず保育園に着いたらご連絡下さい。職員が迎えに行きます。）

* 熱性けいれんを起こしたことや脱臼したことがあるお子さん、持病のあるお子さんは事前にお知らせ下さい。

別紙5

感染症について

登園に医師の「意見書」が必要なもの

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
麻疹 （はしか）	発症1日前から発疹出現後の4日まで	解熱後3日を経過
風疹	発疹出現の7日前から7日後	発疹が消失していること
水痘 （みずぼうそう）	発疹出現1～2日前からかさぶた形成まで	全ての発疹がかさぶた化していること
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜炎 （プール熱）	発熱、充血などの症状が出現した日数間	発熱、充実等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やになどの症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること または適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 （O157,O26,O111等）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること（無症状病原体保有者の場合、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）で表しています。

別紙5

登園に病院の受診及び保護者の「登園届」が必要なもの

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発生した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウィルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを輩出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹がかさぶた化していること
突発性発疹	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
伝染性膿痂疹（とびひ）	—	ジクジクしている部分は、ガーゼで覆って登園させてください。スイミングは参加できません。
伝染性軟属腫（水いぼ）	—	登園は可能ですが、スイミングは参加できません。
アタマジラミ	—	駆除を開始していること
インフルエンザ	症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程までが最も感染力が強い）	発症した後5日が経過し、かつ解熱した後3日が経過していること
新型コロナウイルス	—	保健所の指示に従うこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（—）で表しています。

～インフル早見表～

=発熱 =解熱 =登園許可									
発熱期間	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
1日									
2日									
3日									
4日									
5日									

吐物物・下痢便のついた衣服の持ち帰りについてご理解、ご協力のお願い

秋から春先にかけて流行する嘔吐・下痢を伴う感染性胃腸炎は人から人へと感染が拡大することが多い感染症です。感染性胃腸炎の代表的な原因ウイルスであるノロウイルス等は水で流したり洗濯するだけでは死滅せず、洗った流し場や洗濯槽、お風呂場まで汚染し、乾燥して空气中に舞い、それを吸い込んだりして他者へと感染を拡大させていきます。園では、吐物や下痢便が子どもの衣服に付着した場合、当園では感染防止のため、洗わずにビニール袋に入れ、保護者の方に持ち帰ってもらうようにご協力をお願いしたいと考えております。（厚生労働省が定める感染症対策ガイドラインより）

理由としましては、嘔吐物や下痢便で汚染された衣服を保育園内で洗うと、洗った場所にはノロウイルスに汚染されます。また、水洗いではなく洗剤を使用しても、衣服にはノロウイルスが付着したままです。殺菌のため次亜塩素酸ナトリウムを用いて衣服を消毒することは、その衣服が漂白される可能性があることからできません。持ち帰っていただいた衣服をそのまま破棄しない場合は、ご家族への感染を防ぐため、塩素系の消毒剤で消毒してから洗濯していただくか、熱水による消毒をしてからの洗濯をするようにお願いします。

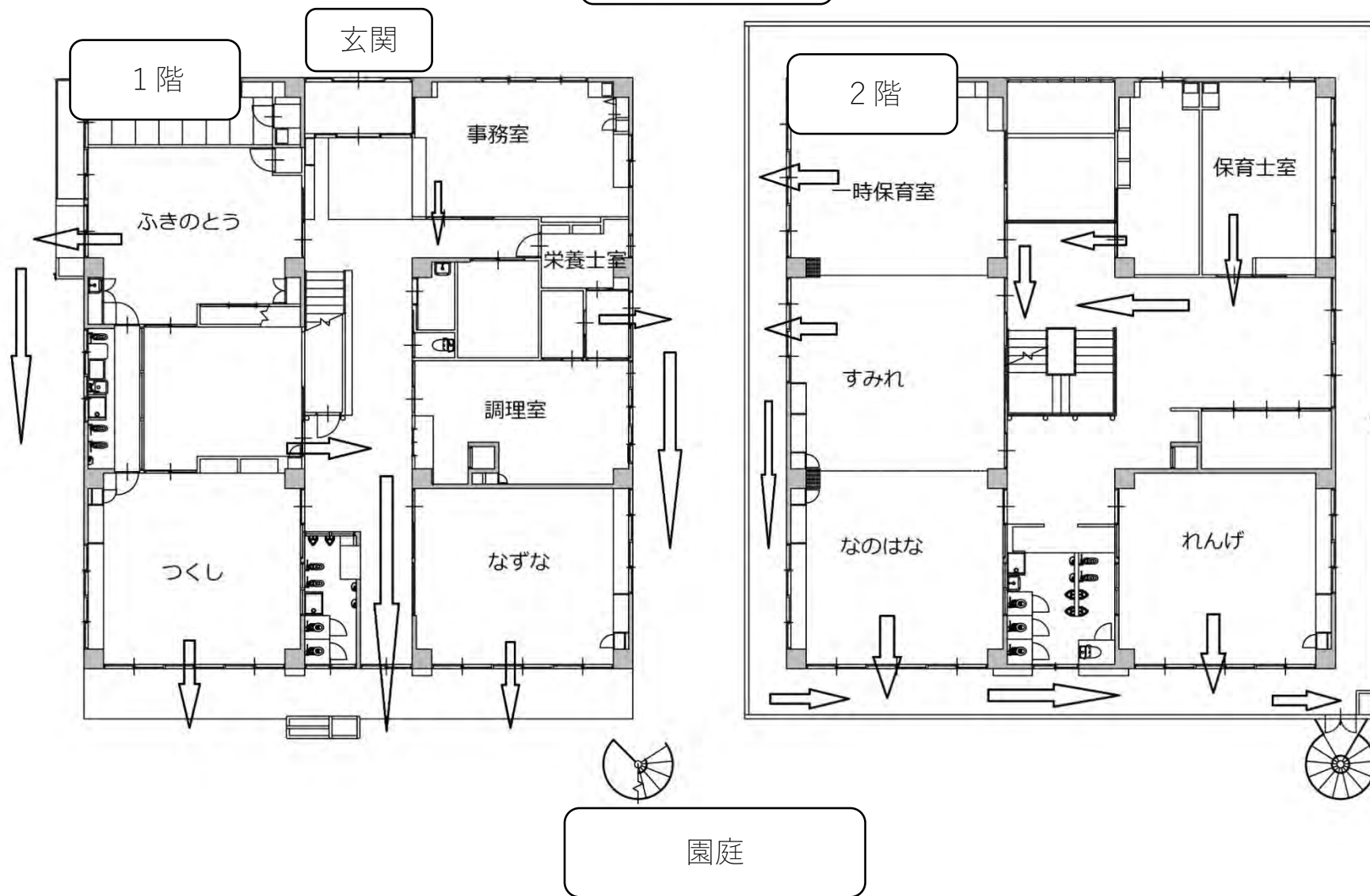
嘔吐物や下痢便のついた衣服をそのまま返されることを不快に思われる方もいらっしゃると思いますが、感染予防のためのご理解とご協力をお願い申し上げます。

※感染性胃腸炎ではない嘔吐・下痢便の時もあるかと思いますが、保育園では判断が付きませんので、嘔吐・下痢便については全て「感染性胃腸炎」としての取扱いとさせていただきますことを重ねてお願いいたします。

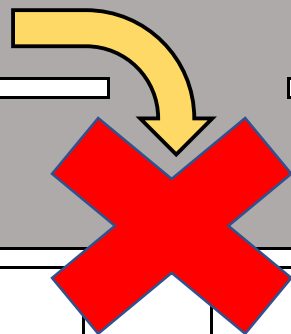
※洋服の持ち帰りがある場合は赤いカードがロッカーのカゴの中に入っていますので、職員にお声かけください。

東開こども園 見取り図

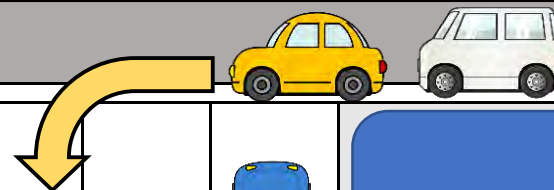
駐車場



駐車場について



8:00～9:30 , 17:00～18:30の間は
右折での進入はご遠慮ください。
その時間以外も左折車を優先してくださ



職員用駐車場

職員用駐車場

株式会社タシロさん

株式会社アクセスさん

東開こども園 園舎

出欠連絡のお願いについて

令和5年、岡山県津山市において、保育園を利用する家族の車に置き去りにされた子どもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生しました。同様の車内置き去りによる事故は過去にも起きています。

こども園、保育園は月曜～土曜、朝7時から開園しており、園児により休みの日や登園時間もそれぞれ異なります。また、園児の出席数は給食の配膳数や、職員配置にも影響が出てきます。現在保護者の皆様にはコドモンで毎日の「登園予定時刻」及び「欠席連絡」をいただいておりますので、職員配置やその日の流れを事前に計画することが可能になりました。毎日お忙しい中ご協力をいただき、感謝申し上げます。

今回の事案のようなこともありますので、子どもが登園したかどうかはご家族間でしっかり確認をお願いいたします。登園時や降園時は打刻忘れも多数見受けられますのでご注意ください。

打刻をされずに登園、降園された場合は園で時刻を入力します。このとき入力される時刻は実際に登園、降園された時刻とは異なる場合があります。なお、園で入力された時刻が異なることにより延長保育料が発生することはありません。例1) 17時に降園したが打刻をし忘れた⇒園が19時降園と入力した。この場合延長保育料は発生しません。例2) 19時に降園したが打刻をし忘れた⇒園が18時降園と入力した。この場合延長保育料は発生します。

登園予定時刻になっても登園されなかった場合や欠席連絡なしで登園されなかった場合、保護者の携帯電話や職場にお電話する場合がありますのでご了承ください。出欠確認連絡は必ず行われるものではありませんのでご留意ください。

なお、今回のような登園前の事故につきましては、園の出欠確認の有無に関わらず園では責任を負いかねますので、家族間での送迎確認の徹底をよろしくお願いいたします。

園としても可能な限り事故防止策を講じていきます。保護者様とのご協力をもって引き続き今回のような事故のないようにして行く所存でありますので、今後とも「登園予定時刻」及び「欠席連絡」のご協力をお願いいたします。

別紙8

一括欠席連絡 手順

The sequence of steps for mass absence reporting is as follows:

- Step 1:** Select the date for the absence (e.g., 4月23日(土)).
- Step 2:** Select the type of absence (e.g., 欠席).
- Step 3:** Select the reason for absence (e.g., 都合欠).
- Step 4:** Confirm the selection (e.g., 内野 なずな).
- Step 5:** Click the confirmation button (e.g., OK).

一括出席連絡 手順

The sequence of steps for mass attendance reporting is as follows:

- Step 1:** Select the date for the attendance (e.g., 4月23日(土)).
- Step 2:** Select the type of attendance (e.g., 出席).
- Step 3:** Select the time range for attendance (e.g., 8:00 - 17:00).
- Step 4:** Click the confirmation button (e.g., OK).

食物アレルギーを持つお子さんに関する園の対応について

当園では食物アレルギーを持つお子さんに対して、可能な限り除去食・対応食を行っています。
除去食対応を行う際には以下のものが必要になります。

- ① 医師による診断書（園におけるアレルギー疾患生活管理指導表）
- ② 食物アレルギーに対する個別連絡表（保護者記入）
- ③ 食物アレルギー献立食品チェック表（保護者記入）

医師による診断書・管理指導表を保護者が園に提出



提出された診断書・管理指導表をもとに保護者・栄養士・主任・担任いずれか2名以上で面談。



園はアレルギーをもったお子さんの食事・症状について全職員に周知徹底



栄養士は食品の確認をしながら対応食の準備を進める。



月ごとの献立表を栄養士が保護者に配布し、アレルギー食材にチェックをいれてもらう。

幼児クラス白ご飯の園内自炊について

幼児クラスは毎日白ご飯を持参していただいていたのですが、保護者の負担軽減のため令和7年1月より主に月曜日～金曜日、白ご飯を園で炊いて提供しています。幼児クラスは副食費と合わせて「主食費」を徴収しますのでよろしくお願いいたします。なお園内自炊は月曜日～金曜日に行い、土曜日は炊いた白ご飯を弁当箱に入れて持参をお願いします。

土曜日にご飯を忘れた場合は園で白ご飯を提供しますが、翌月の1回につき主食費に150円上乗せして徴収します。副食費免除世帯については鹿児島市に確認したところ、副食費のみが免除の対象であり主食費については免除の対象にならないということでした。主食費徴収の対象となりますのでご了承ください。

給食職員の急な休みや職員配置の都合、献立によっては平日も白ご飯の持参をお願いすることがあります。ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

引き落とし方法については後日お知らせいたします。引き落とし手数料として220円かかる予定ですのでご了承ください。

なずな組は年少に上がった4月から副食費4,500円と主食費2,400円を徴収します。土曜日は白ご飯をお弁当箱にいれて持参になります。食材費の高騰により副食費及び主食費の金額については変動する可能性がありますのでご了承ください。

まとめ

- ・これまで幼児クラスは毎日白ご飯を持参していましたが、令和7年1月から白ご飯の園内自炊を開始します。
- ・白ご飯の提供は月曜日～金曜日のみとなります。土曜日はこれまで通り炊いた白ご飯の持参をお願いいたします。
- ・土曜日に白ご飯を忘れた場合、園で白ご飯を提供しますが翌月1回につき150円徴収します。
- ・「副食費」月額4,500円と合わせて「主食費」月額2,400円を徴収します。
- ・副食費免除対象の方であっても主食費の徴収対象となります。
- ・日によって白ご飯の持参をお願いする場合があります。
- ・引き落とし手数料が220円かかる予定です。
- ・なずな組は年少にあがった4月から副食費、主食費を徴収します。

保護者のみなさまへ(2号・3号認定の方へ)

鹿児島市

認可保育所(園)・
認定こども園の

土曜日の利用に関するお願い

ご家庭で保育をできる日や時間には可能な範囲で、
ご家庭での保育にご協力いただきますようお願いいたします。

◆ご家庭での保育のご協力をお願いする理由や知っておいていただきたいこと

保育の利用日数や時間

保護者の就労時間のほか、家庭での
保育が困難な場合やこどもの育成上
の観点から必要な範囲での利用
を想定しています。

土曜日の登園確認

給食の必要食材数の把握等のため、
登園の有無を事前に確認することが
あります。

職員研修

職員の資質向上のため、なるべく
多くの職員が研修を受けられるよう
土曜日に実施することがあります。

家庭での保育

こどもは、家庭において保護者の深い
愛情に包まれる中で、自分が守られ、
大切にされているという安心感や
自己肯定感を育むことができ
ます。

令和5年10月作成

✿ 子育て支援施設のご案内 ✿

子育て世帯が集い、遊びや交流ができる施設です。子育てについて学べる講座や
季節のイベントの開催なども行っていますので、お気軽にご利用ください。

✿ すこやか子育て交流館(りぼんかん) ✿

施設概要 開館時間 9:00~17:00
休 業 日 毎月第1月曜日(祝日の場合は翌平日)、
年末年始(12月29日~1月3日)
料 金 無 料(一時預かりや部屋を借りる場合は有料)
住 所 鹿児島市与次郎1丁目10-17
電話番号 099-812-7740(代表)
099-812-7741(相談ダイヤル)
099-812-7742(託児ルーム)



✿ 親子つどいの広場

施設概要
開館時間 9:00~17:00
休 業 日 年末年始(12月29日~1月3日)
料 金 無 料(一時預かりは有料)



✿ 東部親子つどいの広場(なかまっち) ✿

住 所 鹿児島市中町4-13
電話番号 099-226-5539



✿ 南部親子つどいの広場(たにっこりん) ✿

住 所 鹿児島市西谷山1-3-2
電話番号 099-266-6501



✿ 北部親子つどいの広場(なかよしの) ✿

住 所 鹿児島市吉野町3256-1
電話番号 099-243-3255



✿ 西部親子つどいの広場(いしきらら) ✿

住 所 鹿児島市下伊敷1-10-3
電話番号 099-220-1200



保護者のみなさまに知っていただきたいこと

＊ 保育所や認定こども園について ＊



保育所・認定こども園（以下「保育所等」という。）
とはどういうところ？

保育所とは、就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって、乳幼児を保育し、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設です。



認定こども園とは、幼児期の教育を行う幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。



保育所等は、こどもたちにとって、**家族以外の人と初めて生活をする場**でもあります。

こども同士の関わりの中で、時にお互いの思いがぶつかり合うこともあります。そういった経験を通じて、自分と他人の気持ちの違いに気づくようになり、**人と共に過ごしていくためのきまりがあることを学んでいきます。**



＊ 保育士の仕事について ＊



保育士さんの仕事ってどういうもの？

保育士は、こどもの健康や安全を守り、育ちを支え促すための**専門的な知識や技術**を身に付けています。



保育士は、こどもたちの発達過程を長期的に見通し、**保育の全体的な計画**を作成しています。

また、こどもたちが保育所等で過ごす日々の姿を記録したり、**一人ひとりの発達の状態や日常の様子**を踏まえて会議等を行うことで、**個別の指導計画や保健計画・食育計画**といった具体的な計画も作成しています。



保育士は、**睡眠中の定期的な呼吸等の点検や食事時の誤嚥等リスクの回避等**、保育中の事故防止に日頃から取り組んでいます。



保育士は、共にこどもの育ちを支える「**パートナー**」として**保護者の子育てを支援**します。

保育士は、その資質や専門性を向上させるために、日頃から**職場内外での研修**に取り組んでいます。



◆ 参考出典

「保育所 123（ほいくしょ いち・に・さん）
保育所について知りたいすべての人へ」
（厚生労働省）



鹿児島市保育幼稚園課
TEL：099-216-1223

令和5年11月15日

鹿児島市保育幼稚園課

認可保育所・認定こども園（保育機能）の土曜日の利用に関するQ & A

No.	質問	回答
1	保育所等（認可保育所・認定こども園（保育機能））はいつ開所していますか。	保育所等は、原則、月曜日から土曜日（祝日を除く）まで開所しており、週6日間の利用ができます。 日曜日と祝日、年末年始は休みですが、休日保育を行っている保育所等も一部あります。 休日保育を行っている保育所等では、日曜日に子どもを預け、月曜日から土曜日の平日に1日保育所等を休むという利用ができます。
2	土曜日に仕事が休みの場合は、預けてはいけないのか。	土曜日にお仕事が休みという理由だけで保育の利用を制限するものではありません。 お仕事が休みであっても、保護者が保育を必要とする場合はご利用いただけます。
3	N0.2の保育を必要とする場合とはどういうものか。	家族の介護・看護や保護者自身の通院、夜勤明けで休養が必要な場合、お仕事がお休みの時にしかできない用事を済ます必要がある場合や育児で疲れた場合など各ご家庭のご事情によるものと考えます。
4	土曜日に保育を利用するのに家庭での保育の協力を求めるのはなぜか。	保育所等は皆勤賞を目指すものではなく、各ご家庭の保育の必要性に応じてご利用いただくものであり、お仕事がお休みの方が多い土曜日の保育利用は平日と比べて少なくなる傾向にあります。そういったことを踏まえ、保護者の皆さまには以下の理由から事前に土曜日の登園の有無を確認する場合があることへのご理解と可能な範囲での家庭での保育へのご協力をお願いするものです。

No.	質問	回答
4	No. 4つづき	①保育の質の向上 保育所等は、質の高い保育を提供するため、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るべく職場内外での研修に取り組んでいます。 職員研修は土曜日に行うことが多く、登園者数を事前に把握し、適正な職員のシフトを組むことで、多くの職員が研修を受けることができ、保育の質の向上と保育の提供を両立することができます。 ②子どもの育ちへの影響 子どもにとって家庭は育ちの基盤となる居場所であり、子どもの育ちに大きな影響を与えます。 子どもは家庭において、保護者の深い愛情に包まれる中で、自分が守られ、大切にされているという安心感や自己肯定感を育んでいくことができますので、それぞれの家庭で子どもと過ごす時間の持ち方を考えることは重要であると思われます。 ③保育士の負担軽減 土曜日の保育利用状況に合った職員配置を行うことで余裕が生まれ、現場で働く保育士等が働きやすい環境づくりにつながるものと考えております。
5	育児休業中は土曜日に保育所等を利用することはできないのか。	保育所等で提供される教育・保育については、安定した環境で子どもの心身の健全な発達を促す観点から、一貫して継続的な環境でそれらを受けることが望ましいと考えられることから、育児休業中も認定された時間内で保育所等を利用することは可能です。

別紙11

No.	質問	回答
6	保育所等から土曜日の保育利用を断られることはありますか。	保護者に対して、保育所等側から保育の利用を拒むことは基本的にできません。ただし、適正な職員配置の計画や研修の実施等のために、保育利用の有無を事前に確認することや必要な範囲での利用をお願いすることはできます。

※ Q & Aは必要に応じて随時更新します。

子どもの危険な服装について

以下の服装は危険ですので着用させないでください。

- ・首周りにヒモのある服
- ・裾にヒモのついているズボン
- ・フード付きの服
- ・ウエストや腰回りにヒモのある服

洋服が原因で起きた事故や危険事例

● 首回りのひも

- ・滑り台の枠に引っ掛かった
- ・ブランコの鎖に引っ掛かり、降りるときに転倒した
- ・通行人のカバンの金具に引っ掛かった

● ズボンの裾のひも

- ・電車のドアに挟まれた
- ・エスカレーターに挟まり転倒
- ・自転車に巻き込まれた
- ・ロールアップのひもを踏んで転びそうになり手を付き骨折

● ウエストや腰回りのひも

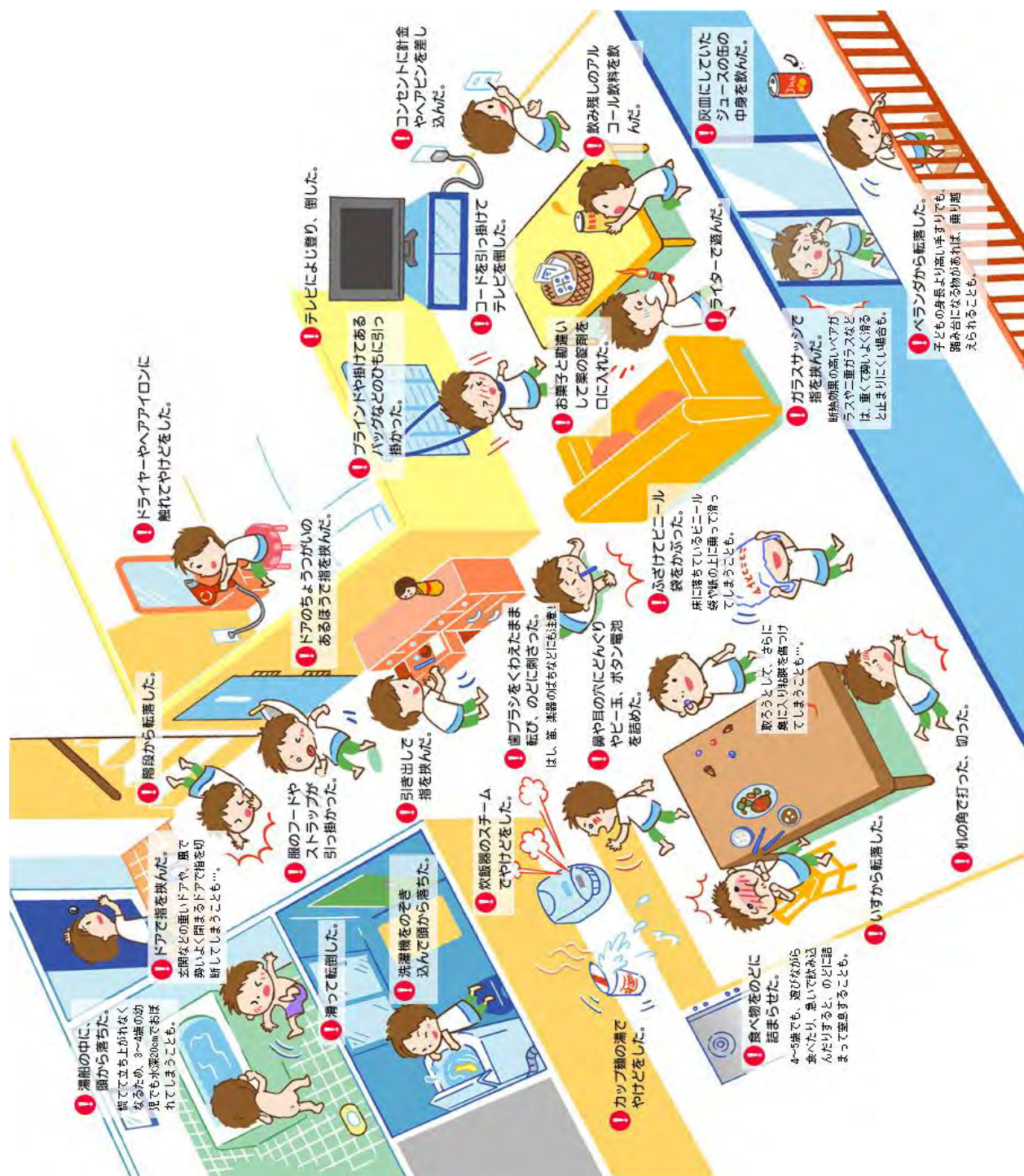
- ・上着のひもが自転車のタイヤに巻き込まれた
- ・長いひもを自分で踏んだ
- ・スクールバスのドアに挟まれ死亡（海外）

● フード

- ・家のドアノブに引っ掛かり首が絞まった
- ・子供同士で引っ張り合って転倒した
- ・公園の木に引っ掛けた



家の中気を付ける危険な場所



Instagramアカウントについて

日頃より園の活動、行事等のご理解、ご協力ありがとうございます。

この度、東開保育園（東開こども園）をより多くの方に知っていただくためにInstagramを令和7年2月1日から開設することとなりました。園内での保育や行事、施設についてなどの情報を保育園利用を検討している保護者及び求職中の保育士等、保育を学ぶ学生向けに発信していく予定です。

開設にあたっての注意点は下記になります。

- ・プライバシー保護の観点から子ども、職員、保護者の顔や名前が分かるものにはぼかしやスタンプで加工を行います。入園児に顔出し有無のアンケートをいただいておりますが、全員ぼかしを入れる予定です。なお、ぼかしを入れた写真については「この写真を上げます」などの確認は取りませんのでご了承ください。
- ・保護者、本人の許可を個別にいただいた場合、顔写真を載せることがあります。
- ・保育活動については引き続きコドモンで発信しますが、コドモンには上げない内容（給食紹介や施設紹介等）の発信も行う予定です。
- ・コメントやDMにはお返事できませんのでなにかありましたら直接職員までお声掛けください。
- ・更新は①保育園への入所を検討している保護者②求職中の保育士等③保育を学ぶ学生向けにされるものであることにご留意ください。
- ・フォローバックは基本的に行いませんのでご了承ください。
- ・職員及び保護者のSNSアカウントを特定する行為及びフォローバックの強制、メッセージの一方的な送付等にご遠慮ください。保護者同士のトラブル等については責任を負えませんのでご注意ください。
- ・以下のようなSNS上におけるトラブル及び要望については基本的に対応できませんのでご注意ください。

例)「保護者Aと保護者Bがコメントのやり取りしていることをやめさせてほしい」

「保護者Cがフォローリクエストしてくるのをやめさせてほしい」

「更新頻度を上げてほしい」等

更新については不慣れな点もあるかと存じますがよろしくお願いいたします。

☆Instagramアカウント

「toukaihoikuen」



@TOUKAIHOIKUEN